**薬局等の変更届書に係る添付書類一覧**

**別添３**

※①～⑨及び⑮、⑯の項目については、変更した日から30日以内に提出してください。

※⑩～⑭の項目については、あらかじめ（変更前）に提出してください。

※⑥の項目について、管理者の要件を満たしていない登録販売者の氏名の横には、

「（研修中）」の記載をしてください。**（例）熊本　太郎（研修中）**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容（事項） | 添付書類 |
| ①　開設者の氏名（開設者が法人であるときは、その業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所 | ・法人の場合、登記事項証明書  ・変更前と変更後の役員の対照表（役員組織図）  ・医師の診断書（新たな役員が欠格条項（法第５条第３号）ヘに該当するおそれがある場合）【県添１】  ※専門家の判断が必要な場合は【県添２】  ・戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書（氏名変更） |
| ②　構造設備の主要部分 | ・変更前と変更後の平面図 |
| ③　営業所の名称 | なし |
| ④　通常の営業日及び営業時間 | なし |
| ⑤　管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間（※卸売販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び再生医療等製品販売業の営業所管理者については「週当たり勤務時間数」を除く。） | ・戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書（氏名変更）・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類等  ・業務（実務）従事証明書【県添７又は８】  ・業務（実務）従事確認書【県添９又は１０】  ※資格者等であることを証する書類の確認 |
| ⑥　管理者以外の当該薬局・店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間 | ・戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書（氏名変更）  ・雇用契約書の写し又は  使用関係を証する書類【県添３】  ※資格者等であること証する書類の確認 |
| ⑦　放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類 | ・変更前と変更後の放射性医薬品の比較対照表 |
| ⑧　当該薬局・店舗において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類 | ・変更前と変更後の併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類を記載した書類 |
| ⑨　当該薬局・店舗において販売し、又は授与する医薬品の第１条第３項各号に掲げる区分 | ・変更前と変更後の販売・授与する医薬品の区分を記載した書類 |
| ⑩　薬局・店舗の名称 | なし |
| ⑪　相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 | ・変更前と変更後の相談時及び緊急時の電話番号  その他連絡先を記載した書類 |
| ⑫　特定販売の実施の有無 | ・特定販売の概要を記載した書類【県添12】  （※新規に行う場合） |
| ⑬　特定販売に関する事項（施行規則第1条第4項各号に掲げる事項） | ・変更前と変更後の変更項目を記載した書類 |
| ⑭　健康サポート薬局である旨の表示の有無 | 「別紙　健康サポート薬局の表示に係る届出書添付  書類」に規定されている項目に関する書類 |
| ⑮　許可の別 | なし |
| ⑯　傷病の区分に係る専門性の認定を受けた薬剤師の氏名 | ・戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書（氏名変更）  ・雇用契約書の写し又は  使用関係を証する書類【県添３】  ※資格者等であること証する書類の確認 |

【県添】：県添付書類様式

**【該当する変更届出事項】**

|  |  |
| --- | --- |
| 薬局開設 | ①、②、④～⑭ |
| 店舗販売業 | ①、②、④～⑥、⑧～⑬ |
| 卸売販売業※ | ①～③、⑤、⑦、⑧、⑪ |
| 配置販売業 | ①、④～⑥、⑧、⑨、⑪ |
| 高度管理医療機器等販売業・貸与業 | ①～③、⑤、⑮ |
| 管理医療機器販売業・貸与業 | ①～③、⑤　※①について添付書類は不要 |
| 再生医療等製品販売業 | 1. ～③、⑤ |
| 認定薬局（地域連携薬局） | ①、⑩ |
| 認定薬局（専門医療機関連携薬局） | ①、⑩、⑯ |

※卸売販売業の⑪及び卸の種別（サンプル→小規模）の変更は変更した日から３０日以内

※提出する書類は、原則として原本の提出が必要。ただし、原本提示による写しの提出も認められる。